

学校事業所等水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

学校事業所等水道条例施行規則の一部を改正する規則

学校事業所等水道条例施行規則（昭和34年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質検査)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、次に掲げる事項について受けるものとする。ただし、給水開始後3月ごとに1回以上受ける検査については、第2号に掲げる事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(1) 一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合に限る。）、総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度並びに消毒の残留効果</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、次に掲げる事項について受けるものとする。ただし、給水開始後3月ごとに1回以上受ける検査については、第2号に掲げる事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(1) 一般細菌、大腸菌、<u>亜硝酸態窒素</u>、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合に限る。）、総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度並びに消毒の残留効果</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の学校事業所等水道条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に開始される水質検査について適用し、同日前に開始された水質検査については、なお従前の例による。